

三島片泊学園いじめ防止基本方針

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【平成25年9月28日施行「いじめ対策防止法」】より

1 学校教育目標

自ら学び、考え、実践できる、心豊かでたくましい片泊の子供を育てる。
キャッチフレーズ・・・夢いっぱい・笑顔いっぱい・感動いっぱいの三島片泊学園

2 心の教育推進委員会

(1) 目的

生命や身体の安全が確保され、安心して学習に取り組める学校、児童生徒一人一人の居場所があり、活躍の場がある学校づくりのため、心の教育の充実を図るとともに、いじめの防止及び早期発見、早期対応を目的とする。

(2) 組織構成

校長、教頭、生徒指導係、養護教諭、当該担任、その他必要に応じた関係機関

(3) 主な取組

【いじめの未然防止】

① 人権教育の充実

全教育活動を通じた人権教育の推進、「いじめ問題を考える週間」（4月、9月、1月）における取組の充実、校内人権週間等における取組の充実、人権教育に関する職員研修の実施

② 道徳教育の充実

「いじめをしない、いじめを許さない」という道徳的判断力の育成、「いじめ問題を考える週間」での授業実践

③ 体験的な活動の充実

異学年交流、地域との交流等の充実による望ましい人間関係づくりの推進

【いじめの早期発見】

① 日常の観察

休み時間、日記・生活ノート等による児童生徒の実態把握、生徒指導情報交換会による情報の共有

② 教育相談の実施

教職員と児童生徒との信頼関係づくり、アンケートの実施及び追跡調査、教育相談実施後の情報の共有

【いじめの早期対応】

① 正確な実態把握

当事者双方からの聞き取り等による情報収集（事実の確認）及び記録

② 指導体制・方針の策定

心の教育推進委員会を中心とした全職員の共通理解，役割分担等を明確にした指導体制
指導方針の決定，教育委員会及び関係機関との連絡調整

③ 保護者との連携

事案・対応策についての十分な説明，指導に関する連携についての協議

【関係機関との連携】

学校ネットパトロールによる定期報告の確認，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーとの連携，啓発資料・学校楽しいーと等の活用

3 年間計画

月	取組計画・評価等	備 考
4	○年間及び1学期取組計画の確認 ○「いじめ問題を考える週間」実施 ○教育相談(情報の共有)	・家庭環境調査票・家庭訪問による実態把握 ・道徳・学活における授業実施
5	○教育相談週間(アンケート実施・情報の共有)	・修学旅行，集団宿泊学習，職場体験学習等の事前指導
6	○教育相談(情報の共有) ○携帯電話・インターネット利用状況調査	・人権教育に関する職員研修 ・情報モラルに関する指導
7	○保護者への啓発(学校保健委員会) ○教育相談(情報の共有) ○「児童生徒のいじめの実態調査」アンケート	・携帯電話・インターネット利用状況等
8	○2学期の取組計画検討	
9	○「いじめ問題を考える週間」実施 ○教育相談週間(アンケート実施・情報の共有) ○スクールカウンセラーとの研修・面談	・道徳・学活における授業実施 ・文化祭・運動会へ向けての児童生徒会の取組(異学年交流・小中連携)
10	○教育相談(アンケートの実施・情報の共有) ○スクールカウンセラーとの研修・面談	・運動会事後指導(自己有用感の育成)
11	○教育相談(情報の共有)	・「地域が育む『鹿児島教育』県民週間での授業公開(保護者への啓発)
12	○校内人権週間の実施 ○教育相談(情報の共有)	・児童生徒会による標語等への取組 ・人権教育に関する職員研修
1	○教育相談(情報の共有)	・道徳・学活における授業実施
2	○教育相談週間(アンケート実施・情報の共有) ○スクールカウンセラーとの面談	・立志に関する指導(自己肯定感の育成)
3	○教育相談(情報の共有) ○年間の取組評価，次年度の計画検討	・情報モラルに関する指導

年間を通じた取組

毎週木曜の職員朝会に，生徒指導情報交換会を位置付け，随時児童生徒に関しての情報交換に努め，指導の在り方等について共通理解を図る。